

**「伊丹市同性パートナーシップ宣誓制度」(案)に係る  
パブリックコメントの実施結果について**

このたび、お寄せいただきましたご意見と、それに対する伊丹市の考え方を下記のとおりまとめましたので公表します。

項 目	内 容				
1 案件名	伊丹市同性パートナーシップ宣誓制度 (案)				
2 募集期間	令和2年(2020年)3月16日(月)～4月14日(火)				
3 提出者・件数	1名(意見数 2件)				
4 提出方法の内訳	郵便	F A X	電子申請	窓口	計
	0名	0名	1名	0名	1名
5 意見種別の内訳	No.		分類		件数
	1	制度(案)全般			1件
	2	病院での対応について			1件
	計				2件
6 ご意見の概要と市の考え方	別紙のとおり				
7 結果公表期間	令和2年(2020年)5月1日(金)～5月30日(土)				
8 結果公表場所	同和・人権推進課、まちづくり推進課、行政資料コーナー、市ホームページ 各支所・分室、くらしのプラザ、「ふらっと」人権センター、まちづくりプラザ  【次の施設は、引き続き閉館中のため、公表場所として設定していません】 図書館本館、女性・児童センター、男女共同参画センターここいろ				
9 問い合わせ先	伊丹市 市民自治部 共生推進室 同和・人権推進課 〒664-8503 伊丹市千僧1丁目1番地 TEL 072-784-8077 FAX 072-780-3519				

「伊丹市同性パートナーシップ宣誓制度」(案) に対するご意見及びご意見に対する考え方について

	ご意見の概要	市の考え方
1	<p><b>【制度(案)全般】</b></p> <p>私は伊丹市に住み、20年伊丹市企業に勤務しています。企業での福利は良い方だと思われています。結婚祝い、家族手当、健康保険の被保険者認定、厚生年金の3号扱い、遺族年金等々、しかしそれらはすべて異性婚者のためのもので、同性パートナーと住む私は蚊帳の外です。私が企業のために前線で働く管理職であってとしてもです。私は日々、異性婚者のために手続きをおこない、相談に乗り、良い職場環境を整えてきました。それは全て異性婚しか認めない社会のためです。そんな現状ですが、伊丹市が同性パートナーシップ制度を検討されているということは私たちにとって大変大きな希望です。</p> <p>今後、多様な生き方を含めない社会は考えられなくなってきております。これからも伊丹市がすべての人に平等でやさしい市であることを願ってやみません。</p>	<p>本市は、第5次総合計画において、「多様性を認め合う共生社会」を基本方針の一つに掲げ、人権尊重のまちづくりの実現を目指しています。また、「伊丹市人権教育・啓発に係る基本方針」においても、性的マイノリティの課題を人権課題として捉え、差別や偏見の解消に向けて、相談・啓発事業に取り組んでいるところです。</p> <p>近年、性の多様性については、徐々に社会的な理解が進んできているものの、同性カップルについては、法律上の婚姻は認められず、日常生活の様々な場面で不安や困難を抱えておられる現状であると認識しています。</p> <p>本制度を導入するのも、そうした当事者の方々の生きづらさや、心理的な不安が少しでも解消する一助となること及び、性の多様性に関する市民の理解が更に広がることを目指したものです。</p> <p>ご意見にもある、多様な生き方を包み込む社会、すべての人に平等でやさしいまちは、総合計画に掲げる「多様性を認め合う共生社会」そのものの姿であり、人権が尊重されるまちの土台です。これからも、多様性を認め合うまちづくりに、引き続き取り組んでいきます。</p>
2	<p><b>【病院での対応について】</b></p> <p>このパートナーシップ制度が有効なものであるよう、ぜひ制度の中に明言していただきたい内容があります。それは、病院、医療時に同性パートナーが立ち会える、また同意、保証人になれる権利です。</p> <p>唯一無二の伴侶として生活してきたパートナーが、病気や怪我で本当に一緒にいなくてはならないと</p>	<p>自治体は法律の範囲内においてルールを定めることができる。現行の法律では同性カップルの婚姻は認められず、親族の定義にも含まれません。従って、ご要望の、医療現場における、立合い、同意、保証等については、親族として扱われる権利を、自治体の条例や要綱で創設することは、残念ながら、難しい問題です。また、自治体の定めたルールは、当該自治体の区域外には効力がありません。</p> <p>「命はここにある限りしかない」とご意見にあるとおり、生命に関わる問題は、全ての人にとって極めて重大な</p>

<p>きに、否応なく他人として疎外されてしまう状況をご想像ください。社会制度や金銭の問題やハードルは高くありますが、この医療現場で親族として扱われる権利は、私たちが生身の人間であり、真に生きているということを理解して欲しいという、心からの願いです。金銭や制度はあとから追いつくかもしれません。ですが、命はここにある限りしがありません。明日ではなく、今叶えられる方策を含めて欲しいと思う次第です。</p>	<p>ものであり、この点でも、全国的に統一されるよう、国による立法的解決が望まれるべき課題と認識しています</p> <p>一方で、国の法整備がなされない現状で、生命に関わる問題に「今叶えられる方策を」との思いは、人として理解できるものであり、本市としては、最初の一步として、まず、柔軟に制定改正ができる要綱によりパートナーシップ制度を導入し、市民や事業者に対し、理解と協力を求めることに重点を置いて啓発・周知を行い、施行状況に応じ、制度をより良いものとするよう、見直しを行っていきます。</p> <p>また、市立伊丹病院をはじめ、市内の複数の医療機関に聴き取った内容では、医療現場においては、既に現在も、個々の事情に応じて、柔軟な対応がされているとのことであり、パートナーシップ制度による宣誓書受領証を提示すれば、より円滑な対応がなされることとなります。制度導入に当たっては、同様の配慮がより円滑かつ確実になされるよう、各医療機関に対し、制度の周知と一層の協力依頼を行っていきます。</p> <p>同性パートナーシップ宣誓制度及び宣誓書受領証の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、医療機関のみならず、市民や事業者へ、広く周知啓発に努めていきます。</p>
---	---